

登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る委託業務の契約の解除について

1 事案の概要

登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る委託業務を実施している A T G c o m p a n y 株式会社及びアイエーカンパニー合資会社（以下「両社」という。）に対して、平成24年1月31日に、健康保険法等に違反した虚偽の届出の事実により、略式命令（50万円の罰金）が出された。

そこで、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、本年2月14日付けで、健康保険法及び厚生年金保険法に定める手続の適切な履践等について改善指示を発したところ、今般、両社において、健康保険料等を滞納している事実が発覚した。

当該事実関係は、法で列挙された解除事由（法第22条第1項第1号ト）に該当することから、両社との契約を解除することとした。

また、解除手続、新たな受託事業者（以下「新受託事業者」という。）の選定等には、約1か月程度の期間を要することから、当該期間については、法第33条の2第6項の規定により、現受託事業者の委託業務の全部の停止を命じることとした。

なお、当該停止命令期間中の登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）については、下記2のとおり、国が実施する。

【両社との契約状況】

- (1) A T G c o m p a n y 株式会社： 3局 10庁
- (2) アイエーカンパニー合資会社： 25局 166庁

2 契約解除前の措置（新受託事業者の選定等に係る期間の対応）

新受託事業者の選定は、約1か月程度の期間が必要となる。また、登記簿等の公開に関する事務は、国の責任において適正かつ確実に実施する必要があるところ、契約を解除するまでの間、改善指示に違反する事業者に当該事務を実施させることは、解除を行う趣旨等を踏まえると問題がある。

そこで、新受託事業者による委託業務が開始するまでの間（7月2日から8月3日まで）は、法第33条の2第6項第5号により現受託事業者の委託業務の全部の停止を命じた上で、国が乙号事務を実施することとする。

その場合、登記所における審査事務への影響を小さくするため、現受託事業者の業務従事者を法務局の非常勤職員として可能な限り確保する。また、非常勤職員の確保ができず要員が不足する場合は、人材派遣契約の締結等により対応する。

3 契約解除後の措置（案）

契約解除後の措置は、法第22条第3項に基づき、官民競争入札等監理委員会の議を経る必要がある。両社との契約解除後の措置としては、乙号事務を適正かつ確実に実施するために新受託事業者を緊急に選定する必要があることから、随意契約により受託事業者を選定することとする。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）（抄）

（契約の締結等）

第二十条 国の行政機関等の長等は、第十三条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により民間事業者を落札者として決定した場合には、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項及び申込みの内容に従い、書面により、官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）の実施に関する契約を締結し、当該対象公共サービスの実施を委託するものとする。

2 省略

（契約の解除等）

第二十二条 国の行政機関等の長等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

一 公共サービス実施民間事業者が次のいずれかに該当するとき。

イ～ヘ 省略

ト 第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

チ 省略

二 第二十条第一項の契約に従って対象公共サービスを実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき

2 国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を解除するときは、前章に定めるところによる新たな官民競争入札若しくは民間競争入札の実施又は国の行政機関等が対象公共サービスを実施する措置その他の当該対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 国の行政機関等の長等は、前項の規定による措置を講じようとするときは、官民競争入札等監視委員会の議を経なければならない。

4 国の行政機関等の長等は、前二項の規定による措置を講じたときは、遅滞なく、その旨、その内容及びその理由を公表しなければならない。

（報告の徴収等）

第二十六条

1～3 省略

4 国の行政機関等の長等は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監視委員会に通知しなければならない。

（国の行政機関等の長等の指示等）

第二十七条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。

（不動産登記法等の特例）

第三十三条の二 法務大臣は、次に掲げる登記所の業務（以下この条において「特定業務」という。）を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

一～十三 省略

2～5 省略

6 法務大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、期間を定めて、公共サービス実施民間事業者の実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一～四 省略

五 公共サービス実施民間事業者が、第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

7 法務大臣は、前項の規定により特定業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨、その理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及びその期間を、官民競争入札等監視委員会に通知するとともに、遅滞なく、公表しなければならない。

8・9 省略

法務省民総第1617号
平成24年7月2日

官民競争入札等監理委員会
委員長 落合 誠一 殿

法務大臣 滝 実



登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る委託業務の全部停止について（通知）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第33条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る委託業務（以下「本件委託業務」という。）の全部停止を命じたので、通知する。

記

1 停止を命じた事業者

- (1) 本店：東京都世田谷区北沢五丁目37番12号
商号：ATG company株式会社
- (2) 本店：東京都世田谷区北沢五丁目37番12号
商号：アイエーカンパニー合資会社

2 停止を命じた業務の内容

平成21年度又は平成22年度において、上記1のそれぞれの事業者と契約締結した次の法務局又は地方法務局の本件委託業務

- (1) ATG company株式会社
 - ア さいたま地方法務局
 - イ 広島法務局
 - ウ 福島地方法務局
- (2) アイエーカンパニー合資会社
 - ア 東京法務局
 - イ 横浜地方法務局

ウ さいたま地方法務局
エ 前橋地方法務局
オ 静岡地方法務局
カ 甲府地方法務局
キ 京都地方法務局
ク 神戸地方法務局
ケ 奈良地方法務局
コ 和歌山地方法務局
サ 名古屋法務局
シ 津地方法務局
ス 岐阜地方法務局
セ 広島法務局
ソ 松江地方法務局
タ 鹿児島地方法務局
チ 宮崎地方法務局
ツ 仙台法務局
テ 盛岡地方法務局
ト 秋田地方法務局
ナ 青森地方法務局
ニ 札幌法務局
ヌ 函館地方法務局
ネ 高松法務局
ノ 高知地方法務局

3 停止期間

平成24年7月2日（月）から同年8月3日（金）まで

4 停止理由

ATG company株式会社及びアイエーカンパニー合資会社に対し、本年2月14日付けで、法第27条第1項の規定に基づき、健康保険法及び厚生年金保険法に定める手続の適切な履践等について指示していたが、今般、両者が多額の健康保険料等を滞納している事実が判明した。

この健康保険料等の滞納の事実は、上記指示に違反するものであり、法第33条の2第6項第5号に該当することから、同条同項の規定に基づき、上記3の期間、本件委託業務の全部停止を命じた。